

土木施工管理基準（長野県農政部） 新旧対照表

改正後（ R5.10.1適用 ）									改正前（ R2.4.1適用 ）							
第1 目的～ 第5 用語の定義 [略] 別表第1 直接測定による出来形管理 1 共通工事 ～ 2 ほ場整備工事 表土扱い [略]									第1 目的～ 第5 用語の定義 [略] 別表第1 直接測定による出来形管理 1 共通工事 ～ 2 ほ場整備工事 表土扱い [略]							
工種	項目	管理基準値(mm) (参考)	規格値 (mm)	測定基準	管理図表、一 覧表により整 理するもの	摘要	留意事項	工種	項目	管理基準値(mm) 参考	規格値 (mm)	測定基準	管理図表、一 覧表により整 理するもの	摘要	留意事項	
2 ほ場 整備 工事	基盤造成 表土整地 (水田)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	2 ほ場 整備 工事	基盤造成 表土整地	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	基盤造成 (畑地)	基準高(v)	指定した時 ±100	±150	10a当たり3 点以上。 (標高測定 する)	基準高	基準高は、 基盤面の高 さとする。		①基盤整地に おける基準 高は、図面 等で指定し た場合に適 用する。 ②出来形測定 と写真撮影 は同一箇所 で行う。	-	-	-	-	-	-	-
2 ほ場整備工事 畦畔復旧 ～ 3 農用地造成工事 [略]									2 ほ場整備工事 畦畔復旧 ～ 3 農用地造成工事 [略]							
4 舗 装 工 事 ・ 道 路 改 良 工 事	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	4 農 道 工 事	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

土木施工管理基準（長野県農政部） 新旧対照表

改正後（R5.10.1適用）									改正前（R2.4.1適用）								
5 水路トンネル工事 ～ 6 排水路工事 [略]									5 水路トンネル工事 ～ 6 排水路工事 [略]								
7 排水路 工事・ 河川 工事	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	7 河川 及 排水 路 工 事	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
8 管水路工事 ～ 18 集落排水管路工 [略]									8 管水路工事 ～ 18 集落排水管路工 [略]								
別表イ 管水路(遠心力鉄筋コンクリート管)のジョイント間隔管理基準値 表[略] 注) 1～2[略] 3. 接合時の測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径 700mm 以下の場合、管の外から確認してもよい。また、埋戻し後の測定は、原則として呼び径 800mm 以上に適用する。									別表イ 管水路(遠心力鉄筋コンクリート管)のジョイント間隔管理基準値 表[略] 注) 1～2[略] 3. 接合時の測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし呼び径 800mm 以上に適用する。								
別表ウ 管水路(ダグタイル鋳鉄管)ジョイント間隔管理基準値 表[略] 注) 1～2[略] 3. 接合時の測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径 700mm 以下の場合、管の外から確認してもよい。また、埋戻し後の測定は、原則として呼び径 800mm 以上に適用する。									別表ウ 管水路(ダグタイル鋳鉄管)ジョイント間隔管理基準値 表[略] 注) 1～2[略] 3. 接合時の測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし呼び径 800mm 以上に適用する。								

改正後（ <u>R5.10.1適用</u> ）	改正前（ <u>R2.4.1適用</u> ）
<p>別表第2 記録撮影による出来形管理</p> <p>1 目的 [略]</p> <p>2 適用 この管理基準は、長野県農政部が発注する農業農村整備事業等に係る工事に適用するもので、この管理基準と特別仕様書が一致しない条項は特別仕様書を優先する。</p> <p>3 工事写真の分類 工事写真は次のように分類する。</p> <div style="margin-left: 40px;"> <p>工事写真</p> <ul style="list-style-type: none"> — 着手前及び完成写真（既済部分写真等を含む） [略] </div> <p>4 撮影 工事写真の撮影に当たっては、施工管理基準の規定に従い行うものとする。施工管理基準に記載のない工種については、類似工種を準用するものとする。</p> <p>(1) 撮影頻度 施工管理基準の撮影基準及び撮影箇所の規定に従うものとする。</p> <p>(2) 撮影方法 写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判別できるよう被写体とともに写しこむものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事名 ・ 工種等 ・ 測点(位置) ・ 設計寸法 ()書き表示する。 ・ 実測寸法 ・ 略図 <p>小黒板の判読が困難となる場合は、国土交通省の「デジタル写真管理情報基準」に規定する写真情報(写真管理項目-施工管理値)に必要事項を記入し、整理する。</p> <p>また、特殊な場合で監督員等が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。</p> <p>(3) 情報化施工及び3次元データによる施工管理 農林水産省の「情報化施工技術の活用ガイドライン」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同ガイドラインによる。</p>	<p>別表第2 記録撮影による出来形管理</p> <p>1 目的 [略]</p> <p>2 適用 この管理基準は、地域振興局農地整備課が実施する土木工事を請負により施工する場合に適用するもので、この管理基準と特別仕様書が一致しない条項は特別仕様書を優先する。 また、電子納品による場合は「農政部における電子納品に係る実施要領」に定める「デジタル写真管理情報基準(案)」(以下、「電子納品要領(案)等」という。)による。</p> <p>3 工事写真の分類 工事写真は次のように分類する。</p> <div style="margin-left: 40px;"> <p>工事写真</p> <ul style="list-style-type: none"> — 着手前及び完成写真 [略] </div> <p>4 工事の色彩 [略]</p> <p>5 工事写真の大きさ [略]</p> <p>6 工事写真の撮影基準 [略]</p> <p>7 工事写真等の整理方法 [略]</p>

改正後（R5.10.1適用）	改正前（R2.4.1適用）
<p>また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同ガイドラインによる。</p> <p>(4) 写真の省略</p> <p>工事写真は以下の場合に省略するものとする。</p> <p>ア 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。</p> <p>イ 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。</p> <p>ウ 監督員等または現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できるものとする。臨場時の状況写真は不要。</p> <p>(5) 写真の編集</p> <p>写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、「デジタル工事写真の黒板情報電子化について」(令和5年3月1日付け、国技建管第14号)に基づく黒板情報の電子的記入は、これに当たらない。</p> <p>(6) 撮影の仕様</p> <p>写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。</p> <p>ア 写真はカラーとする。</p> <p>イ 有効画素数は黒板の文字が判読できることを指標とする。(100万画素程度～300万画素程度＝1,200×900程度～2,000×1,500程度)映像と読み替える場合は、以下も追加する。</p> <p>ウ 夜間など通常のカメラによる撮影が困難な場合は、赤外線カメラを用いる等確認可能な方法で撮影する。</p> <p>エ フレームレートは、実速度で撮影する場合は、30fps程度を基本とする。高倍速での視聴を目的とする場合は、監督員等と協議の上、撮影時に必要な間隔でタイムラプス映像を撮影することができる。</p> <p>(7) 撮影の留意事項</p> <p>撮影箇所一覧表の適用について、以下を留意するものとする。</p> <p>ア 「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督員等の指示により追加、削減するものとする。</p> <p>イ 施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。</p> <p>ウ 不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む)が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。</p> <p>エ 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図(撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など)を参考図として作成する。</p> <p>オ 撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督員等と写真管理項目を協議のうえ取り扱いを定めるものとする。</p> <p>5 整理提出</p> <p>施工管理基準に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督員等に提出するものとする。</p> <p>写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法(各種仕様)は国土交通省「デジタル写真管理情報基準」に基づくものとする。</p>	

改正後（ R5.10.1適用 ）	改正前（ R2.4.1適用 ）
<p>6 黒板情報の電子化について</p> <p>黒板情報の電子化について、工事契約後に監督員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合は、以下の(1)から(6)により実施するものとする。</p> <p>(1) 黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、施工管理基準に示す項目について、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のための参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。</p> <p>(2) 機器等は、受注者が準備し、使用の前に監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>(参考)使用機器の事例</p> <p>URL(http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html)記載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照。ただし、この事例中の機器の事例に限定するものではない。</p> <p>(3) (1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。</p> <p>(4) 工事写真の取扱いは、施工管理基準及び要領等によるものとする。</p> <p>(5) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。</p> <p>(6) (3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を工事完成時に納品するものとする。</p> <p>なお、受注者は納品時に URL(http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html) のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督員へ提出するものとする。</p> <p>7 その他</p> <p>撮影箇所一覧表の整理条件の用語の定義</p> <p>(1) 適宜とは、設計図書の様子が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。</p> <p>(2) フィルムカメラを使用する場合は、写真管理基準を参考に監督員と提出頻度等を協議の上、取扱いを定めるものとする。</p>	

土木施工管理基準（長野県農政部） 新旧対照表

改正後（R5.10.1適用）				改正前（R2.4.1適用）			
共通工事	工種	撮影基準	撮影箇所	1 共通工事	工種	撮影基準	撮影箇所
	8. コンクリート吹付 モルタル吹付	施工延長おおむね 200～400㎡につき 1箇所の割合で撮 影する。 上記未满是2箇所 撮影する。	法面状況、則勾配、法長、厚さ、ラス張、アンカー打込み、その他必要箇 所を撮影する。			-	-
9. 栗石基礎 [略]	[略]	[略]	[略]	8. 栗石基礎	[略]	[略]	
10. コンクリート付帯 構造物 コンクリート基礎、側 溝、監渠、横断構造 物、RC橋、コンク リート擁壁、その他上 記に準ずるもの	[略]	[略]	[略]	9. コンクリート付帯 構造物 コンクリート基礎、側 溝、監渠、横断構造 物、RC橋、コンク リート擁壁、その他上 記に準ずるもの	[略]	[略]	
11. 精度を要するもの 分水工軽量部 ゲート戸当部 橋台沓部	[略]	[略]	[略]	10. 精度を要するもの 分水工軽量部 ゲート戸当部 橋台沓部	[略]	[略]	
12. U字溝 U字フリューム ベンチフリューム	[略]	[略]	[略]	11. U字溝 U字フリューム ベンチフリューム	[略]	[略]	
13. 土水路	[略]	[略]	[略]	12. 土水路	[略]	[略]	
14. 鉄筋組立	[略]	[略]	[略]	13. 鉄筋組立	[略]	[略]	
2 ほ場整備工 ～ 3 農用地造成工 [略]				2 ほ場整備工 ～ 3 農用地造成工 [略]			

土木施工管理基準（長野県農政部） 新旧対照表

改正後（R5.10.1適用）				改正前（R2.4.1適用）			
4 舗装工事・道路改良工事	[略]	[略]	[略]	4 農道工事	[略]	[略]	[略]
5 水路トンネル工事 ～ 6 水路工事 [略]				5 水路トンネル工事 ～ 6 水路工事 [略]			
7 排水路工事・河川工事	[略]	[略]	[略]	7 河川工事及び排水路工事	[略]	[略]	[略]
8 管水路工事 ～ 21 品質管理 [略]				8 管水路工事 ～ 21 品質管理 [略]			